

科学研究費助成事業 研究成果報告書

平成 26 年 5 月 23 日現在

機関番号：12601

研究種目：基盤研究(B)

研究期間：2010～2013

課題番号：22330009

研究課題名(和文) 行政の主体の多層化・多元化に対応する行政法理論の構築

研究課題名(英文) Administrative Law in the Multiplicity of Actors

研究代表者

山本 隆司 (Yamamoto, Ryuji)

東京大学・法学(政治学)研究科(研究院)・教授

研究者番号：70210573

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 13,700,000円、(間接経費) 4,110,000円

研究成果の概要(和文)：本研究は、国際組織および国際的ネットワーク、国、地方自治体という行政主体の多層化が進行し、行政の主体が公的主体のみならず多種の私的主体へと多様化している現状に適合する行政法理論を構築することを目指した。そして、行政法理論の基礎となる憲法原理の多様性と均衡、行政を担う組織とネットワークの連続性、および、行政手続の目的に応じた分節と結合のあり方を、これまでより重視すべきことを説いた。

研究成果の概要(英文)：This research aims at the reconstruction of administrative law theory which is adapted to the multiplicity of actors in the public administration: international organization or network, national government, local governments and various private actors. It reaches to the conclusion that the administrative law theory should reflect more on the diversity of principles of constitutional law, on the continuity between organization and network playing a role in the public administration and lastly on differentiation and connection of administrative procedures with different purposes.

研究分野：社会科学

科研費の分科・細目：法学・公法学

キーワード：公私協働 地方自治 行政法の国際化

### 1. 研究開始当初の背景

近年、行政を担う主体の多様化が推進される傾向にある。そして行政法学においても、行政活動を担うアクターの多層化・多元化が議論の大きなテーマになっている。多層化として、行政法の国際化および地方分権、多元化として、民間化および公私協働が挙げられる。本研究は、こうした行政の主体の多層化・多元化の現象を、現時点で総括し、こうした現象に対応した行政法学を構想するために開始された。

### 2. 研究の目的

国家ないし国家行政を所与の前提とするのではなく、行政の主体が多層化・多元化した状況を常態と考へて、国際化・地方分権・公私協働に関する従来の個別的な研究の隙間を発見して埋めるとともに、行政法の基本原理・基礎理論そのものを考へ直し、新たな行政法学を構想する。

### 3. 研究の方法

基本原理、法制度の相互関係、行政の主体相互間関係、個別行政領域(参照領域)の4つのレベルから論点を整理し、現在進行中のものも含めて、法制度の発展状況と発生している法問題を分析する。そして、こうした論点の整理と現状の分析を踏まえて、行政法学の基本原理、基礎理論の全体を見直す作業を行う。

### 4. 研究成果

#### (1) 行政の主体の多層化に関して

近時、一見行政法の国際化と地方自治との間のトレードオフを示すかのような、法制度の発展および法問題の発生が見られることを、次のように批判的に分析した。すなわち、(a)条約上の義務を国が履行するために、地方公共団体を細かく義務づける措置をとる必要が生じる例が増えている(WTO 政府調達協定、核物質防護条約)。 (b)中には、国が地方公共団体に不必要に強い介入を行う例も見られるため(SOLAS 条約実施のための国際航海船舶港湾法) 条約上の義務の内容を正確に分析して国内措置をとることが必要である。(c)こうした国際化は、地方自治法の一般ルールの変革も促すものといえる(国が地方公共団体に義務の履行を求める制度、地方公共団体の国政参加)。

以上は、これまで正面から論じられていない制度現象および法問題を析出する研究として意義が大きく、東アジア行政法学会で報告され、国際的に発信された。

行政法の国際化について、国家間の水平関係と、国家と国際組織ないし多国間条約体制との垂直関係に分けた上で、こうした関係においても、法治国原理・民主制原理・権力分立原理をどのように適用するかが論点になることを明らかにした。そして特に前者の水平関係について、公法抵触法論の可能性

を示した。

公法抵触法論は従来、ほぼ専ら国際私法学が論じてきた。行政法学は近時、行政法の国際化を論じるものの、前述の水平関係より垂直関係に注目する傾向がある。しかし、公法抵触法論において重要な意味をもつ「公法・私法」「公権力の行使」の概念については、行政法学の議論が深化している。こうした行政法学の近時の成果を踏まえて、公法抵触法論の全体像を提示した点に、本研究の先駆性とインターディシプリナリーな意義がある。

#### (2) 行政の主体の多元化に関して

行政の主体としての私人の法的位置づけに関して、行政目的を実現するために不特定多数者の利益を表現し主張する民間の団体を考察した。こうした団体に関しては、学界では、環境団体訴訟の正統性をめぐり近時も議論されたところである。そして実務上は近時、「消費者の財産的被害の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律」が成立した。本研究では、同法上の特定適格消費者団体を具体的な素材にして、次のような考察を行った。

まず、同法は、行政法規のみならず民事法にも不特定多数者の利益を保護する規範として捉え得る部分があることを示している。そして、公益・客観法を実現する際に考慮すべき諸利益が主張される機会の均等(一種の武器対等)を図るために、民間の団体には、さもなければ必ずしも十分に表出されない不特定多数者の利益を表現し主張する権利を、法的に認めることができる。ただし、こうした不特定多数者の利益の表現・主張は、一種の公私協働であるので、当該団体は、社会に対する開放性や、当該利益を主張するのに相応しい組織内部の統制機構を備えていなければならない。加えて、不特定多数者の利益は、個人が個別利益の延長として主張する可能性も考えられ、また、国や地方公共団体の機関が主張する役割を担う可能性も考えられる。そこで、法解釈論のみならず立法論にもわたるが、不特定多数者の利益の表現について、個人、民間の団体、そして国や地方公共団体の相互間の役割分担のあり方を検討する必要がある。本研究では、この問題につき、消費者利益に即して具体的な検討を行った。以上の研究は、最初に述べたように、アクチュアルな学術的・実践的意義を有する。

#### (3) 総括

行政法の基本原理・基礎理論に関しては、次の結論を得た。分権化・開放化された国の行政組織と(地方)自治組織と公私協働の三者には、法形式の差異があるが(人的基礎が単一の組織、複数の組織、および関係のネットワーク)、この三者の形態がとられる法的根拠、およびこの三者を統制する法理には、共通性がある。こうした法的根拠および統制法理は、法治国原理・民主制原理・権力分立

原理（さらにそれぞれが古典的原理・機能的原理に分かれる）の多様な組み合わせに還元できる。こうした理論枠組は、行政目的の国際機関および国際的ネットワークにも応用できる。そしてさらに、これらの多層化・多元化された主体が関与する手続では、相対的に政策的な事項の決定手続、相対的に専門技術的な事項の決定手続、権利保護手続等の様々な手続を分節化させ、手続が相互に機能を攪乱しないように結合させる必要がある。以上の研究成果は、行政の主体の多層化・多元化の全体を、見通しよく法的に理解し、適切に法的に統制する思考枠組として、理論的・実践的意義を有する。

5. 主な発表論文等  
（研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線）

〔雑誌論文〕(計 11 件)

山本隆司、改正行政事件訴訟法をめぐる理論上の諸問題、論究ジュリスト、査読無、8号、2014年、71-80頁

北島周作、公的活動の担い手の多元化と「公法規範」、法律時報、査読無、85巻5号、2013年、23-30頁

北島周作、偽装を見過ごした建築確認の国家賠償法上の違法、民商法雑誌、査読有、148巻4・5号、2013年、456-465頁

山本隆司、国立大学法人の設置する大学の大学院研究科委員会における名誉毀損による賠償責任、自治研究、査読無、89巻4号、2013年、113-130頁

齋藤誠、消費者保護における行政法・地方自治法の役割 - 紛争解決に定位して、新世代法政策学研究、査読有、16号、2012年、1-22頁

北島周作、理由提示法理の形成と発展 行政手続法以前の判例法理の形成、訟務月報、査読無、58巻1号別冊、2012年、160-171頁

齋藤誠、グローバル化と地方自治、自治研究、査読無、87巻12号、2011年、19-33頁

山本隆司、消費者庁・消費者委員会 - 消費者安全 - 消費者情報、ジュリスト、査読無、1399号、2010年、21-34頁

齋藤誠、特別職地方公務員に対する成功報酬型給付 - 多様性の許容に関する微視的考察、地方公務員月報、査読無、569号、2010年、2-21頁

北島周作、イギリスにおける中央政府による地方政府の義務不履行是正制度、地方自治、査読無、754号、2010年、2-20頁

北島周作、(著書紹介) 民営化論の体系化、アメリカ法、査読無、2010-1号、2010年、135-139頁

〔学会発表〕(計 4 件)

山本隆司、The Codification of Administrative Law、国際比較法学会(招待講演) 2012年5月25日、台湾大学(中国・台湾)

北島周作、地方政府の義務不履行是正制度の日英比較、イギリス法研究会(招待講演) 2012年2月10日、早稲田大学(東京都)

齋藤誠、グローバル化と地方自治、東アジア行政法学会、2010年12月4日、学術総合センター(東京都)

北島周作、行政上の主体・活動形式の多様化とイギリス司法審査、比較法学会、2010年6月5日、愛媛大学

〔図書〕(計 10 件)

山本隆司(千葉恵美子ほか編) 商事法務、集团的消費者利益の実現と法の役割、2014年、216-237頁

齋藤誠(磯野弥生ほか編) 日本評論社、宮崎良夫先生古稀記念論文集 現代行政訴訟の到達点と展望、2014年、25-56頁

齋藤誠(磯部力ほか編) 有斐閣、地方自治判例百選 第4版、2013年、52-53頁

山本隆司、有斐閣、判例から探求する行政法、2012年、641頁

北島周作(塩野宏 = 小早川光郎編) 信山社、行政手続法制定資料(1) 議事録編、2012年、71-98頁

齋藤誠、有斐閣、現代地方自治の法的基層、2012年 541頁

齋藤誠・山本隆司(藤山雅行 = 村田斉志編) 青林書院、新・裁判実務大系第25巻 行政争訟 改訂版、2012年 94-99頁・618-628頁

齋藤誠・山本隆司(高木光 = 交告尚史 = 占部裕典 = 北村喜宣 = 中川丈久編) 有斐閣、行政法学の未来に向けて、2012年、175-203・243-272頁

山本隆司・齋藤誠(磯部力 = 小早川光郎 =

芝池義一編) 有斐閣、行政法の新構想、  
2011年、89-113・339-374頁

山本隆司(森島昭夫=塩野宏編) 有斐閣、  
変動する日本社会と法、2011年、23-67頁

〔産業財産権〕

なし

〔その他〕

なし

## 6. 研究組織

### (1) 研究代表者

山本 隆司 (YAMAMOTO RYUJI)  
東京大学・大学院法学政治学研究科・教授  
研究者番号：70210573

### (2) 研究分担者

齋藤 誠 (SAITO MAKOTO)  
東京大学・大学院法学政治学研究科・教授  
研究者番号：00186959

北島 周作 (KITAJIMA SYUSAKU)  
東北大学・大学院法学研究科・准教授  
研究者番号：00515083

### (3) 連携研究者

飯島 淳子 (IIJIMA JYUNKO)  
東北大学・大学院法学研究科・教授  
研究者番号：00372285

寺谷 広司 (TERAYA KOJI)  
東京大学・大学院法学政治学研究科・教授  
研究者番号：30261944

太田 匡彦 (OTA MASAHIKO)  
東京大学・大学院法学政治学研究科・教授  
研究者番号：80251437